

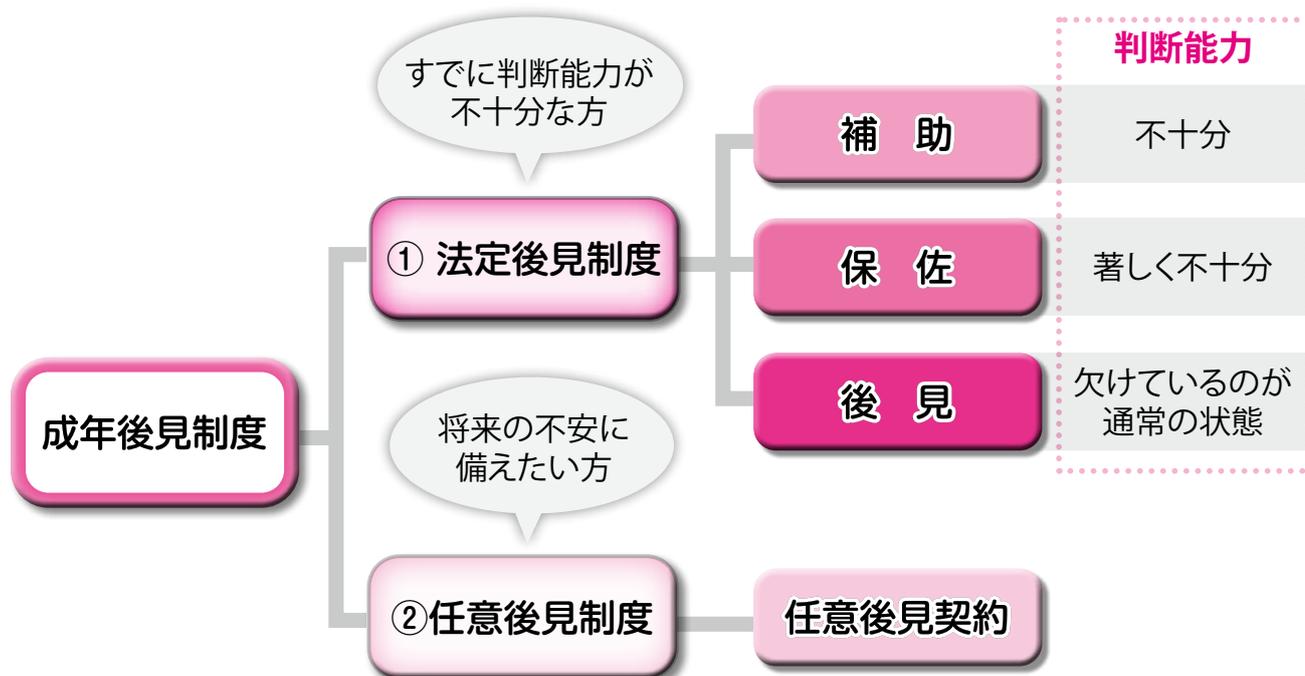
高齢者の権利擁護

- 成年後見制度
- 青葉区社協あんしんセンター
- ライフ100 BOOK
- 青葉区版エンディングノート
- もしも手帳

成年後見制度

● 成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の3つの類型からなる①法定後見制度と、あらかじめ本人が後見人になる人を決めておく、②任意後見制度があります。



① 法定後見制度

- 判断能力が低下し、ご自身で契約することができなくなった方々に代わって、後見人等は預貯金、年金の管理、保険料の支払いなどの財産の管理や福祉サービスの契約、入所時、入院時の契約などの法律行為を行います。
- 後見人等には、類型により内容が異なりますが、法的権限として同意権・取消権（後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取消にする権限）や代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が与えられます。

② 任意後見制度

- ご自分の判断能力が低下した時に備えて、「支援してもらいたいこと」と「支援をお願いする人」をあらかじめ「任意後見契約書」により契約で決めておきます。
- 将来的に、判断能力が減退した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されると任意後見人の仕事が始まり、希望していた支援を受けることができます。

●●●●●●●●●● 成年後見制度 利用の流れ ●●●●●●●●●●

① 法定後見制度

認知症・精神障害等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスなどの契約が一人ではできない

② 任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備え、公証役場で公正証書を作成し、任意後見人と契約を結ぶ

判断能力が不十分になったとき

申立て(家庭裁判所)

▶ 申立てに必要なもの

申立書、戸籍謄本、住民票、本人の登記されていないことの証明書、診断書、財産目録など

補助・保佐・後見開始の申立て

【申立人】 本人、配偶者、4親等内親族、市区町村長等

任意後見監督人選任の申立て

【申立人】 本人、配偶者、4親等内親族、任意後見人等

審判手続き(家庭裁判所)

家庭裁判所の調査官が本人の状況を調査します。必要に応じ、家事審判官(裁判官)が直接事情を尋ねます。本人の判断能力について鑑定が行われることがあります。

審判(家庭裁判所)

補助人・保佐人・成年後見人・任意後見監督人等の選任

支援の開始

- 申立て、審判手続きには、実費相当の費用がかかります。
- 判断能力のあるうちに、自分の信頼できる後見人を選んで任意後見契約を結んでおけば、認知症になったとき、財産管理などをしてもらえます。



横浜家庭裁判所 ☎ 345-8001 (申立受付 ※窓口受付は予約制)

横浜生活あんしんセンター ☎ 201-2009

福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当 ☎ 978-2449 ~ 2452

地域包括支援センター

公証役場(任意後見制度について) 市内7か所

横浜市 公証役場

検索

青葉区社協あんしんセンター

■高齢の方や障害のある方の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるよう支援しています。日常生活自立支援事業にもとづきます。

【福祉サービス利用援助、定期訪問、金銭管理サービス】

サ

- ①定期的な訪問
- ②福祉サービスの利用案内と手続き援助
- ③預貯金の出納代理・代行

【財産関係書類等預かりサービス】

紛失や盗難から財産を守るため、通帳・証書等を預かり、あんしんセンターが契約している金融機関の貸金庫に保管します。

※定期性の預貯金等の資産運用・管理は行いません。

- ①お預かりできるもの
預貯金（定期・定額）の通帳、有価証券、証書（保険証書・不動産権利証書・契約書等）
- ②お預かりできないもの
宝石・貴金属・書画・骨董など

申

青葉区社協あんしんセンター
青葉区市ケ尾町 1169-22
青葉区福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」内
☎ 972-8836 ☎ 972-7519



9:00 ~ 17:00
(土日、祝日を除く)

ライフ 100 BOOK

■人生 100 年と言われてもイメージが持てない。「自分らしく」ってどうすれば？ そんな風に感じていらっしゃる方向けに、作成しました。

老後の生活も含めた、これからの見通しや、毎日の中でできるちょっとしたリストを掲載しています。

住み慣れた場所で「わたしらしく生きるため、毎日の中でできること」を少しずつ始めませんか。



配付先

- 福祉保健センター
高齢・障害支援課
2階 34番窓口
- 地域ケアプラザ



青葉区版エンディングノート

■青葉区版エンディングノート「わたしノート」は、どのように年齢を重ねてきたのか振り返りつつ、これからの人生をどのように生きていきたいか考えるきっかけにさせていただくために作成しました。また、もしものことがあった時に家族にご自身の意思を伝えていただくために必要なこともまとめています。



配付先

- 説明をした後にお渡ししています。
- 福祉保健センター高齢・障害支援課
2階 34番窓口
 - 地域ケアプラザ
 - 青葉区社会福祉協議会

ノートの書き方動画はこちら



もしも手帳

■もしも手帳は、簡単な3つの質問に答えることで、もしものときにどのような医療やケアを望むかを前もって話し合い、あなたの思いを伝えるための手帳です。お薬手帳や診察券が入るカバー付きです。



配付先

- 福祉保健センター高齢・障害支援課
2階 34番窓口
- 地域ケアプラザ
- 在宅医療連携拠点（在宅医療相談室）
- 一部の市内薬局、病院、診療所等

「もしも手帳の使い方」の動画はこちら

